

# 私有地等への下水道設置取扱基準

## (旧戸井町地域における公共下水道設置基準)

### (目的)

1 この基準は旧戸井町地域における下水道事業において、公の管理に属さない土地（以下「私有地等」という。）に公共下水道污水管および公共柵（以下「下水管等」という。）を設置する場合の取扱いについて、必要な事項を定め当該地域の下水道事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (設置の要件)

2 私有地等へ下水管等を設置する要件は、私有地等の所有者が当該私有地等へ下水管等の設置を承諾し、将来において下水道に接続することとする。

### (設置基準)

- 3 私有地等へ設置する下水管等は、幹線管渠に接続された枝線管渠ならびに取付管渠および公共柵とし、次の各号による設置基準とする。
- (1) 下水管等の設置箇所は、将来とも建築物等の支障とならない位置で、家屋への最短距離をとるものとする。
  - (2) 公共柵の最終設置箇所は、家屋より3m離れた位置とする。ただし、管渠から家屋までの距離が3m未満の箇所については、この限りでない。
  - (3) 取付管渠の公共柵間の最大延長は、維持管理を考慮して最大30mとする。

### (設置の申請)

4 下水管等の設置を希望する者（以下「申請者」という。）は次の各号に掲げる書類を添えて、あらかじめ公営企業管理者水道局長（以下「管理者」という。）に「下水管等設置申請書」（別記様式第1号）を提出しなければならない。

- (1) 下水管等設置位置図
- (2) 土地所有者の区分図

### (設置の許可)

5 管理者は、前項の申請があった場合、必要な調査を実施して、当該申請の許可ならびに不許可を決定し、「下水管等設置申請結果通知書」（別記様式第2号）を申請者に通知する。

- (1) 許可決定の通知を受けたものは、「土地使用承諾書」(別記様式第3号)を管理者に提出するものとする。
- (2) 前号の書類を提出することができない場合は、決定を取消することができる。

(工事の実施)

6 管理者は、予算の範囲内において下水管設置工事の工事箇所が決定したときは、速やかに「下水管等設置工事实施通知書」(別記様式第4号)を申請者に通知する。

(下水管等の維持管理)

7 この基準により設置された下水管等の維持管理については、管理者が行うものとする。

(補 則)

8 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別にこれをさだめる。

附 則

1. この基準は平成16年12月1日から施行する。
2. この基準の施行の日前に廃止前の私有地等への下水道設置取扱要綱(平成13年7月25日戸井町訓令第16号)によりなされた処分、手続きその他の行為は、この基準の相当規定によりなされたものとみなす。

# 下水管等設置申請書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者  
水道局長様

住所.....  
申請者  
氏名.....(印)

下記私有地に下水管等の設置を希望しますので、関係書類を添えて申請いたします。

## 記

### 1. 土地の表示

土地の所在地	地目	土地台帳上の面積	所有者
		m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	

### 2. 添付書類

- (1) 下水管等設置位置図
- (2) 土地所有者の区分図

# 下水管等設置申請結果通知書

函 水 戸 第 号  
平成 年 月 日

申請者氏名

.....様

函館市公営企業管理者  
水道局長

平成 年 月 日申請の下水管等設置について、  
通知いたします。

許 可  
となりましたので、  
不許可

## 記

### 1. 許可された設置場所

土地の所在地	地目	土地台帳上の面積	所有者
		m	
		m	
		m	

※ 土地使用承諾書を平成 年 月 日まで提出願います。  
(注：土地使用承諾書が提出されない場合は、許可が取消されます。)

### 2. 不許可の理由

# 土地 使用 承諾 書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者  
水道局長様

住所.....

土地の所有者

氏名.....(印)

下記私有地に下水管等を設置し、使用することについて承諾致します。

## 1. 設置場所

土地の所在地	地目	土地台帳上の面積	使用承諾面積	備考
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

2. 使用の目的 公共下水道施設の設置ならびに維持管理のため

3. 使用期間 下水道存置の期間

4. 使用料 無料

5. その他 (1) 使用承諾の土地に工作物を設置しない。  
(2) 使用承諾の土地を他人に権利譲渡する場合は、この承諾書の内容全てについて、新たな権利者に承諾させる。  
(3) 工事の施工に伴って生じた土地の紛争等については、当事者間で解決し、市にいっさい迷惑をかけない。

# 下水管等設置工事実施通知書

函水戸第 号  
平成 年 月 日

申請者氏名

.....様

函館市公営企業管理者  
水道局長

平成 年 月 日付函水戸第 号にて通知の下水管等設置について、下記のとおり工事を実施しますので通知致します。

## 記

### 1. 工事の目的 公共下水道施設の設置

種 別	数 量	備 考

### 2. 工事の期間 (予定)

着 手 平成 年 月 日

完 成 平成 年 月 日

3. その他 (1) 工事に着手する場合は、事前に協議致します。  
(2) 工事の際には、車両通行等に支障が出ますので、ご協力をお願い致します。

私有地等への下水道設置取扱基準  
(旧戸井町地域における公共下水道設置基準)

